

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について

(指定期間:平成19年11月27日～平成20年3月31日)

通 番	産業分類番号(参考)		指 定 業 種
	新分類		
	全部	一部	
1	0641		建築工事業（木造建築工事業を除く）
2	0651		木造建築工事業
3	071		大工工事業
4	0731		鉄骨工事業
5	074		石工・れんが・タイル・ブロック工事業
6	0761		金属製屋根工事業
7	0771		塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）
8		2223	コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業に限る）
9	2281		砕石製造業
10		2541	建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る）
11		2542	建築用金属製品製造業（扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る）
12	5233		鉄鋼卸売業
13	8051		建築設計業
14	8052		測量業
15		8059	その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る）